平成２３年（フ）第６８号
石川県小松市日の出町３丁目195番地、従前の住所石川県小松市土居原町148番地
債務者　北村さおり
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第３３号
福井県小浜市水取３丁目２番32号
債務者　大宮かおり
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第２０８号
山梨県甲府市住吉４丁目14番９号
債務者　時田　正春
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
山梨県甲府市住吉４丁目14番９号
債務者　時田恵美子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
山梨県甲府市下河原町３番51―202号
債務者　宮野　嘉久
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
山梨県甲府市国母８丁目23番11号　コンポコクボⅡ207号
債務者　大村　俊幸
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
山梨県山梨市上神内川1026番地の７
債務者　宿澤　　博
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９９号
横浜市港南区日野４丁目５番９号
債務者　後藤　眞一
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５６６号
横浜市金沢区六浦南１丁目28番19号　関口アパート205
債務者　中野　順二
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０９号
岡山市南区新保1182番地10　101
債務者　小林　智美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７２号
神奈川県大和市下鶴間2776番地１　大和ハイデンス506号
債務者　西郷　浩史
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３号
長野県佐久市岩村田3357番地２　茂美寿荘３号室、前住所長野県佐久市瀬戸2879番地11
債務者　宮澤　善一
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第７３号
静岡県富士市中島44番地　ハイツ藤204号
債務者　牧野　富子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第９３号
静岡県富士市水戸島本町８番22号　キャッスルベリー４Ｃ号
債務者　髙橋和佳子（旧姓深沢）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第３０２号
静岡県浜松市西区志都呂町5220番地の４
債務者　齋藤　成弘
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
静岡県浜松市東区北島町64番地　サンプラザＢ―307、前住所静岡県浜松市東区市野町1497番地の13
債務者　中嶋　里美
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係